○外務省令第六号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「ルサカ（ザンビア）」を「ルサカ（ザンビア）」に、「ポルトノボ（ジブチ）」を「コトヌ（ジブチ）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第七十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　直人

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の十一中「この場合において」の下に「、第四条の六第一号中「令第四十二条第一項第一号」とあるのは「令第五十条の四第一項第一号」と」を加え、「第四条の六第二号」を「同条第二号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、「（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）」を削り、「第五十条の四第一項第二号（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）」を「第五十条の四第一項第二号」に、「第四条の二」を「保税蔵置場のうち」に、「第四条の七（届出場所の基準）において準用する第四条の二」を「保税工場のうち」に改め、同条を第四条の十二とし、第四条の八から第四条の十までを一条ずつ繰り下げる。

第四条の七中「第四条の九」を「第四条の十」に改め、同条を第四条の八とし、第四条の六の次に次の一条を加える。

（届出書の記載事項）

第四条の七　令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手続）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受ける必要がなくなった理由

二　法第五十条第一項の届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨

第四条の十二の次に次の一条を加える。

（届出書の記載事項）

第四条の十三　第四条の七（届出書の記載事項）の規定は、令第五十一条第二項において準用する令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手続）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の七第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第二号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

第九条の八の次に次の一条を加える。

（届出書の記載事項）

第九条の九　令第六十九条の二第四号（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出の手続）に規定する財務省令で定める事項は、法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている必要がなくなった理由とする。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十一号

介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十六号）の施行に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「平成二十二年三月三十一日までの間は」を「当分の間」に改める。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「平成二十二年三月三十一日までの間は」を「当分の間」に改める。

附　則

この省令は、介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十六号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第五十一号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十三条第一項、第二十七条、第三十条第一項及び第三十二条の規定に基づき、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則

（認定の請求）

第一条　平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「法」という。）第六条の規定による子ども手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第一号による請求書を市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　受給資格者（法第五条に規定する受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する子どもがあるときは、当該子どもの属する世帯の全員の住民票の写し

二　受給資格者がその子である子どもと同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

三　受給資格者が父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四　受給資格者が被用者（法第十八条第一項第一号に規定する被用者をいう。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

（子ども手当の額の改定の請求及び届出）

第二条　法第八条第一項の規定による子ども手当の額の改定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによって行わなければならない。

2　前項の請求書には、子ども手当の額の増額の原因となる子どもに係る前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添えなければならない。